

# 弁護士に聴く



## 判例から見る 労働トラブルの 防止対策

弁護士 宮澤俊夫 75



## ユニオンに勝つ！

一、社外ユニオンからの団交要求  
会社の従業員によって結成されて  
いる労働組合ではなく、複数の異なる  
会社の労働者が寄り集まって合同  
して結成された合同労働組（社外ユニ  
オン）というものがあります。ある  
日突然、この合同労働組を名乗る団体  
から、会社の一従業員が当該組合に  
加入したことの通知と団体交渉の要  
求をする旨の文書が会社に舞い込ん  
でくる場合があります。それが会社  
にとって知らない労働組合であった  
としても、このような組合からの団  
交要求を拒否することはできません。  
これを拒否することは、労働組合法  
が禁止している不当労働行為となり  
ます。

団交の場合には、当該組合に加入し  
ている自社社員以外に、会社が顔も  
知らない他社の労働者がゾロゾロと

やって来ます。当然当該組合の委員  
長・書記長等も他社の人間です。そ  
のような人たちを自社施設内に入れ  
ることを嫌う会社は、団交会場を自  
社建物以外の施設で行っているとい  
うのが一般的なようです。

二、団交会場費労使折半を主張す  
ることは不当労働行為か

私が顧問をしている日本郵便株式  
は、加入組合員数ではわが国でも最  
大規模の労働組合の一つであるJP  
労組があります。ある日突然M郵便  
局に、T労働組合と名乗るところか  
ら、M郵便局のX社員がT労働組に  
加入したとして、団体交渉の申入書が  
届きました。T労組も所謂社外ユニ  
オンと称せられる合同労働組です。団  
体交渉をするとなると、社員でない  
知らない人がXの応援のために押し  
かけて来ます。郵便局は郵便貯金等



の金融業務等を扱っている関係から、  
そのような部外者を局舎内に入れる  
ことは、防犯上あるいは会社情報  
社外に漏れる恐れがあることから認  
めるわけにはいきません。そこで、  
T労組と、団体交渉は、部外施設を  
借りて行うこと、団体交渉時に録音  
をすることを相互に認めること、と  
いった内容の労使協定を締結しまし  
た。しかし、団体交渉の場所として  
借りる会場費をどちらが負担する  
かについて、組合側は会社負担を主  
張し、会社側は労使折半を主張して折  
り合いがつきませんでした。T労組  
は、会社が会場費折半を主張して団  
体交渉に入らないことが、不当労働  
行為であるとして、愛知県労働委員  
会に救済申し立てをしました。

同社の代理人となった私は、組合  
と会社側でやり取りをしたFAX文  
書から、両者の交渉経緯を踏まえて、  
同委員会において、以下のような主  
張をしました。  
組合は、団交会場を部外施設とす  
ることに同意している。社外の第三

者施設で団交すれば使用料が生じる  
ことは当然予想されることであり、  
組合はこれを承知で合意をした。労  
使対等の原則から施設使用料を労使  
折半とするよう組合に要求すること  
は、何ら不当労働行為となるもの  
ではない。

M郵便局は、施設使用料以外の事  
項については、組合の要求項目全  
てを団交の議題とすること、組合側か  
らの出席者数、組合から提案された  
団交会場となる第三者施設案の全  
てを了承し、団交開催日時について  
一か月の幅広い予定日をいくつか挙  
げ組合の都合に合わせてするな  
ど、団交開催に向けて誠実に対応し  
ている。さらには、事前に団交事項  
について会社側見解を文書で示して  
いるのであるから、きちんと争点整  
理をしたうえで団交を行えば、一時  
間以内に有効な団交を行えば、会場  
負担が増えることもない。このよう  
に、会社側が歩み寄りの姿勢を示し  
て団交開催に向けた努力をしていた  
にもかかわらず、第三者施設の使  
料の会社全額負担に固執して団交を  
しようとしなかったのは組合側であ  
る。

私は、組合委員長に対する証人尋  
問で、「使用料を会社側が全額負担  
しなければならぬという方針を会  
社側が認めない限りは、組合として  
は団交しないという方針だった」旨  
の証言を引き出しました。

三、愛知県労働委員会令和元年11  
月11日命令要旨

約一年間の審理を経て、愛知県労  
働委員会は、T労組の中立を棄却し、  
会社側が勝ちました。

労働委員会は、私が主張した前記  
事実関係を全面的に認め、私の組合  
委員長に対する尋問での前記のよう  
な答等を例示し、次のとおり判示し  
ました。

「組合は、第三者施設の使用料に  
係る労使折半を受け入れることがで  
きないという考え方に基づいて、本  
件団交申入れ以降になされた郵便局  
長からの第三者施設の使用料に係る  
提案を全て拒否したといえる。以上  
を総合的に勘案すれば、同局長の一  
連の対応は、組合からの第三者施設  
の使用料も含めた様々な条件につい  
て譲歩できるところは譲歩する姿勢  
を示して本件団交申入れに係る団交  
の開催に向けて合意達成の可能性を  
模索していたもので、真摯な対応で  
あったと評価する。したがって、M  
郵便局長の対応は、組合からの本件  
団交申入れを拒否したとはいえず、  
不当労働行為に当たらない」

労働委員会は、第三者施設での会  
場使用料を、会社・組合のどちらが  
どう負担すべきかという問題につい  
ては判断しませんでした。

（愛知県雇用労働相談センター代表  
弁護士・愛知労働局労災法務専門員）  
イラスト・源 安孝